

裏面白紙

常設仲裁裁判所裁判官任命について

外務省

栗山茂

高柳賢三

(憲法調査会会長)

常設仲裁裁判所裁判官を命ずる

理 由 書

本件は、昭和二十九年一月二十九日付をもつて常設仲裁裁判所
裁判官を命ぜられていた栗山茂及び高柳賢三のうち、栗山裁判官
は昭和三十一年十月五日最高裁判所裁判官退官により自然消滅と
なつたものとし翌三十二年一月二十八日再任命したものであるが、
常設仲裁裁判所事務局は、国際紛争平和処理条約第四十四条の規
定上、昭和二十九年一月二十九日付任命より満六年の昭和三十五
年一月二十八日をもつて任期（六年）が満了したものであると了
解しているので、それぞれ再任命するものである。

常設仲裁裁判所裁判官の任命、任期及び
職務等に関する説明

一、任命

「各締約国は、国際法上の問題に堪能の名ありて徳望高く、
且つ、仲裁裁判官の任務を受諾するの意ある者四人以下を任命
す」

（国際紛争平和的处理条約第四十四条第一項）

二、任期

「裁判所裁判官の任期は、六年とする。ただし、再任せらる
ることを得」

（同条第六項）

三、職務

上記によつて任命された裁判官は、具体的な仲裁裁判案件が
提訴された場合において紛争当事国たる締約国により、当該案

件の審理に当るべき裁判官として選定される可能性はあるが、
常時職務を行うものではない。

(同第四十五条)

なお、裁判官は裁判所の名簿に記入され国別裁判官団を構成
するものであるが、国際司法裁判所規程第四条により、国際司
法裁判所の裁判官は、常設仲裁裁判所の国別裁判官団が指名し
た者の中から、国連総会及び安保理事会により選挙せられるこ
ととなっている。

本籍 東京都渋谷区上智町五

栗山

しげる

明治十九年十月六日生

大正

二 七 一 〇

東京帝国大学法科大学法律科卒業

外交官及領事官試験合格

昭和

八 五 二 六

任外務省条約局長

一 二 五 四

任特命全權公使（瑞典国兼諾威国及丁抹国）

一 四 一 一 一 一

任特命全權大使（白耳義国）

一 一 一 二 二

兼任特命全權公使（ルクセンブルグ国）

一 五 一 〇 二 八

依願免本官並兼官

二 二 八 四

最高裁判所判事に任命する

二 九 一 〇 二 九

常設仲裁裁判所裁判官を命ずる（三、二〇、五自然消滅）

三 一 一 〇 五

裁判所法第五十条の規定により退官

三 二 一 二 八

常設仲裁裁判所裁判官を命ずる

本籍 東京都文京区真砂町二〇

たか やなぎ けん ぞう
高 柳 賢 三
明治二十年五月十一日生

明治四五	七一〇	東京帝国大学法科大学法律科卒業
大正二一	二二一	任東京帝国大学法科大学助教授
一〇	四一八	任東京帝国大学教授
昭和二一	四一	昭和二十一年勅令第百九十三号に依り文部教官となる
一	一六九	休職
二三	一八	休職満期（退官）
二四	四一	成蹊大学学長を命ずる
二九	一六九	常設仲裁裁判所裁判官を命ずる
三二	四二四	成蹊大学学長を免ずる
七三〇		憲法調査会委員に任命する
八一三		憲法調査会会長（互選）